

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 23 年 10 月 14 日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市規則第 116 号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の  
清潔保持に関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成 5 年大阪市規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条の見出しを「(告示産業廃棄物の処分費用の徴収方法)」に改め、同条中第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項の」を「条例第 33 条第 1 項に定める」に改め、同項を同条とする。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持  
に関する規則 (抄)

(告示産業廃棄物の処分費用\_\_)

### の徴収方法

第 30 条 条例第 33 条第 1 項の市規則で定める費用は、10 キログラムまで  
ごとに 58 円とする。

2 前項の 費用は、搬入の都度その全額を徴収する。ただし、  
**条例第 33 条第 1 項に定める**  
市長が特別の理由があると認める者については、分割して納付し、又は後  
納することができる。